



長野県報

4月30日(水)
平成20年
(2008年)
号外

目次

条 例

長野県県税条例等の一部を改正する条例(税務課) 2

規 則

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則(税務課) 6

本号で公布された条例のあらまし

◇ 長野県県税条例等の一部を改正する条例(条例第27号)

1 地方税法の一部改正に伴い、次のように改正するほか、所要の改正を行いました。

(1) 法人県民税

法人でない社団又は財団で収益事業を行わないものについて非課税とすることとしました。

(2) 不動産取得税

ア 新築特例適用住宅用土地に係る税額を減額する特例措置について、その適用期限を平成22年3月31日まで延長することとしました。

イ 産業活力再生特別措置法に規定する認定事業再構築事業、認定共同事業再編計画又は認定経営資源再活用計画に従って譲渡される不動産に係る税額の減額措置について、対象不動産を追加した上、その適用期限を平成21年3月31日まで延長することとしました。

(3) 自動車税

環境負荷の小さい自動車の税率を軽減する特例措置及び環境負荷の大きい自動車の税率を重くする特例措置(自動車のグリーン化)を平成22年度まで延長しました。

(4) 自動車取得税

ア 平成20年5月1日から平成30年3月31日間の税率を5%(改正前3%)とすることとしました。

イ 環境性能に優れた大型ディーゼル自動車の取得に係る税率の特例措置について、その適用期限を平成22年3月31日まで延長することとしました。

ウ 平成20年5月1日から平成22年3月31日までの間に平成21年排出ガス規制に適合するディーゼル乗用車の取得が行われた場合、税率から1%(平成21年10月1日以降の取得にあっては0.5%)控除することとしました。

エ 免税点(50万円)の特例措置を平成30年3月31日まで延長することとしました。

(5) 軽油引取税

平成20年5月1日から平成30年3月31日までの間の税率を1キロリットルあたり32,100円(改正前15,000円)とすることとしました。

(6) 狩猟税

対象鳥獣捕獲員が平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に狩猟者の登録を受けた場合、その税率を2分の1とすることとしました。

2 この条例は、平成20年4月30日から施行します。

条 例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した長野県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成20年4月30日

長野県知事 村 井 仁

長野県条例第27号

長野県県税条例等の一部を改正する条例

（長野県県税条例の一部改正）

第1条 長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項第4号中「及び県内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（第5項に規定するものを除く。第28条第1項において同じ。）」を削り、同項第4号の2中「法人税法」の次に「（昭和40年法律第34号）」を加え、同条第4項中「法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第6号の公益法人等（）」を「公益法人等（法人税法第2条第6号の公益法人等並びに）」に改め、「第28条第1項及び」を削り、「法人（）」を「特定非営利活動法人（）」に、「含む」を「いう」に改め、同条第5項中「含む」の次に「。第28条第1項において「人格のない社団等」という」を加え、「この節中法人に関する」を「この節の」に改める。

第28条の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第1項中「及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下「法人等」という。）」を削り、「掲げる法人等」を「掲げる法人」に改め、同項の表を次のように改める。

法 人 の 区 分	税 率
(1) 次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び第18条第4項に規定する公益法人等のうち、法第25条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。） イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。）	年額 20,000円

オ 資本金等の額を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもの

(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもの

年額 50,000円

(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもの

年額 130,000円

(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもの

年額 540,000円

(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもの

年額 800,000円

第28条第2項中「若しくは第4号」を削り、同条第3項中「の表の第1号から第4号まで」を削る。

第29条の見出し及び同条第1項中「法人等」を「法人」に改める。

第29条の2第1項中「法人等」を「法人」に改める。

第30条（見出しを含む。）中「法人等」を「法人」に改める。

第31条の見出し及び同条第1項中「法人等」を「法人」に改める。

第33条の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第1項第4号を削り、同条第3項及び第4項中「法人等」を「法人」に改める。

第33条の13第1項中「である」を「（次項において「国外特定配当等」という。）又は租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等（次項において「上場株式等の配当等」という。）である」に改め、同条第2項中「国外特定配当等」の次に「又は上場株式等の配当等」を加える。

第38条の2の見出し中「法人」を「第34条第1項第1号のアに掲げる法人に係る法人」に改める。

第40条第2項中「、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「又は住宅を新築して譲渡する者で施行令第36条の2の2第2項で定めるもの」及び「（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が注文者である家屋の新築にあつては、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）第13条第1項第3号の業務に基づき締結されるものに限る。）」を削り、同条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項から第9項までを1項ずつ繰り上げ、同条第10項中「第8項」を「第7項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第7項及び第8項」を「第6項及び第7項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「独立行政法人緑資源機構

が独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）により行う同法第11条第1項第7号のイの事業及び同法附則第8条第1項の規定により行う森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号。第40条の12の7第1項及び第2項において「旧農用地整備公団法」という。）を「独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第7号のイの事業又は旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とする。第40条の9第1項第4号を削り、同条第2項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第5項中「から第4号まで」を「又は第3号」に改め、同条第6項第3号を削り、同条第11項中「から第4号まで」を「若しくは第3号」に改め、同項第5号を削る。

第40条の12第2項中「第40条第9項及び第10項」を「第40条第8項及び第9項」に改める。

第40条の12の2第2項の表中「から第4号まで」を「若しくは第3号」に、

第40条の9 第11項	新築又は取得年月日	取得年月日
	第1項第4号に掲げる場合にあつては譲渡する者の特例適用住宅の購入年月日	被収用不動産等に係る公共事業名及び収用、譲渡又は移転補償金受領年月日並びに固定資産課税台帳に登録された価格

を

第40条の9 第11項	新築又は取得年月日	取得年月日
----------------	-----------	-------

に改める。

第40条の12の3第5項中「第40条第9項及び第10項」を「第40条第8項及び第9項」に改める。

第40条の12の7第1項中「土地改良区又は独立行政法人緑資源機構」を「土地改良区」に、「第53条の3第1項若しくは」を「第53条の3第1項又は」に改め、「又は独立行政法人緑資源機構法第16条第2項若しくは同法附則第8条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第23条第2項において準用するこれらの規定」を削り、同条第2項中「（独立行政法人緑資源機構法第16条第2項又は同法附則第8条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第23条第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を削り、「土地改良法第53条の3の2第1項第1号」を「同項第1号」に改め、同条第3項中「若しくは独立行政法人緑資源機構」を削る。

第40条の13第2項中「民法第34条の法人」を「不動産取得税の納税義務者」に改める。

第57条第1項第1号のアの(7)中「内燃機関を有するもの以外の」を「施行規則附則第5条第1項に規定する」に、「附則第19

条第2項」を「第4項」に改める。

第142条の2中「又は」を「若しくは」に改め、「掲げるもの」の次に「又は対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第9条第5項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。附則第21条の2において同じ。）」を加える。

附則第4条の4第3項中「の申告書」を「の県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」に、「市町村民税に関する申告書」を「市町村民税住宅借入金等特別税額控除申告書」に改め、「場合」の次に「（県民税の納税通知書が送達された後に県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかったことについて、市町村民長においてやむを得ない理由があると認めるときを含む。）」を加える。

附則第11条の2第2項中「及び」を「並びに」に改め、「第37条の10第4項」の次に「並びに第37条の14の3第1項及び第2項」を加え、「支払われる金額（同項の規定により同条第1項）を「交付を受ける金額（これらの規定により同法第37条の10第1項」に改める。

附則第13条の3第1項中「、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」を削り、「若しくは家屋」を「又は家屋」に改め、「若しくは住宅を新築して譲渡する者で同条第2項に規定するもの又は住宅を購入して譲渡する者で同条第3項に規定するもの」及び「若しくは同条第3項本文の規定又は当該住宅の用に供する土地に係る第40条の9第1項第4号」を削り、「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」に、「これらの規定」を「同項ただし書」に改め、同条第2項中「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」に改める。

附則第16条第2項中「及び第5号」を削り、同項の表中「から第4号まで」を「若しくは第3号」に改め、同条第4項中「及び第5号」を削り、同項の表中「から第4号まで」を「若しくは第3号」に改め、同条第5項中「平成15年4月1日から平成20年3月31日」を「平成19年8月6日から平成21年3月31日」に改め、同項の表中「第4条第2項」を「第6条第2項」に、「第3条第1項」を「第5条第1項」に、「第4条第1項」を「第6条第1項」に、「第5条の2第2項」を「第8条第2項」に、「第5条第1項」を「第7条第1項」に、「第5条の2第1項」を「第8条第1項」に、

(3) 特別措置法第7条第2項に規定する認定経営資源再活用計画	特別措置法第6条第1項の規定による認定（特別措置法第7条第1項の規定による変更の認定を含む。）	特別措置法第7条第1項に規定する認定経営資源再活用事業者
---------------------------------	---	------------------------------

を

(3) 特別措置法第10条第2項に規定する認定経営資源再活用計画	特別措置法第9条第1項の規定による認定(特別措置法第10条第1項の規定による変更の認定を含む。)	特別措置法第10条第1項に規定する認定経営資源再活用事業者
(4) 特別措置法第12条第2項に規定する認定技術活用事業革新計画	特別措置法第11条第1項の規定による認定(特別措置法第12条第1項の規定による変更の認定を含む。)	特別措置法第12条第1項に規定する認定技術活用事業革新事業者
(5) 特別措置法第14条第2項に規定する認定経営資源融合計画	特別措置法第13条第1項の規定による認定(特別措置法第14条第1項の規定による変更の認定を含む。)	特別措置法第14条第1項に規定する認定経営資源融合事業者

に改める。

附則第16条第6項中「(第5号を除く。)」を削り、同項の表中「から第4号まで」を「若しくは第3号」に改める。

附則第16条の2中「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」に改める。

附則第17条の2第1項中「電気自動車、」の次に「天然ガス自動車(」を加え、「もの、」を「ものをいう。第4項において同じ。)、」に改め、「及び第4項」を削り、同項第1号中「平成7年3月31日」を「平成9年3月31日」に改め、同項第2号中「平成9年3月31日」を「平成11年3月31日」に改め、同条第3項中「排出量が」の次に「道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(次項において「排出ガス保安基準」という。)に定める窒素酸化物の値で」を加え、「許容限度(」を「もの(」に改め、同条第4項中「電気自動車等及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第4項に規定するもの」を「次に掲げる自動車」に、「平成16年4月1日から平成17年3月31日」を「平成20年4月1日から平成21年3月31日」に、「平成17年度分」を「平成21年度分」に、「平成17年4月1日から平成18年3月31日」を「平成21年4月1日から平成22年3月31日」に、「平成18年度分」を「平成22年度分」に改め、同項に次の3号を加える。

(1) 電気自動車

(2) 次に掲げる天然ガス自動車

ア 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量(以下この号において「車両総重量」という。)が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第4項に規定するもの(以下この号において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分

の1を超えないもので同条第5項に規定するもの

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第6項に規定するもの(以下この号において「平成17年天然ガス重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同条第7項に規定するもの

(3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第8項に規定するもの

附則第17条の2第5項中「附則第5条の2第5項」を「附則第5条の2第9項」に改め、同条第6項中「基準エネルギー消費効率以上」を「基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上」に、「附則第5条の2第6項」を「附則第5条の2第10項」に改め、「及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので同条第7項に規定するもの(第4項の規定の適用を受ける自動車を除く。)」を削り、「平成16年4月1日から平成17年3月31日」を「平成20年4月1日から平成21年3月31日」に、「平成17年度分」を「平成21年度分」に、「平成17年4月1日から平成18年3月31日」を「平成21年4月1日から平成22年3月31日」に、「平成18年度分」を「平成22年度分」に改める。

附則第19条第1項中「平成20年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 次に掲げる軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。以下この項において同じ。)の取得(前3項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第21号)の施行の日の翌日から平成22年3月31日までの間に行われたときに限り、第118条の4及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から、第1号に掲げる軽油自動車にあつては100分の2(当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までに行われた場合にあっては、100分の1)を、第2号に掲げる軽油自動車にあつては100分の2を、第3号に掲げる軽油自動車にあつては100分の1(当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までに行われた場合にあっては、100分の0.5)をそれぞれ控除した率とする。

(1) 車両総重量が12トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第12条の2の2第5項に規定するものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので同条第6項に規定するもの

(2) 車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成22年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第12条の2の2第7項に規定するものに適合

し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので同条第8項に規定するもの

- (3) 車両総重量が3.5トン以下の軽油自動車で施行規則附則12条の2の第9項に規定するもののうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で同条第10項に規定するものに適合するもの

附則第19条第6項中「平成20年5月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則第20条中「平成20年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則第21条の次に次の1条を加える。

(狩猟税の税率の特例)

第21条の2 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であつて次に掲げる登録のいずれかに該当するものに係る狩猟税の税率は、第141条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率とする。

- (1) 対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録
- (2) 前号の狩猟者の登録（以下この号において「軽減税率適用登録」という。）を受けていた者が対象鳥獣捕獲員でなくなつた場合において、その者が当該軽減税率適用登録に係る狩猟免許と同一の種類の狩猟免許について当該軽減税率適用登録の有効期間の範囲内の期間を有効期間とする狩猟者の登録を受けるときにおける当該狩猟者の登録

(長野県森林づくり県民税条例の一部改正)

第2条 長野県森林づくり県民税条例（平成19年長野県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第1項中「若しくは第4号」を削り、「法人等」を「法人」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第2条の規定による改正後の長野県森林づくり県民税条例の規定は、平成20年4月1日から適用する。
(県民税に関する規定の適用)
- 2 第1条の規定による改正後の長野県県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成20年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成19年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、平成20年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。
- 4 第1条の規定による改正前の長野県県税条例（以下「旧条例」という。）第18条第1項第4号に規定する法人でない社団又は財団に対して課する平成19年度分までの法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。
- 5 新条例第28条第1項の規定（同項の表の第1号のアに掲げる法人に係る部分に限る。）は、平成20年度以後の年度分の法人の県民税の均等割について適用し、旧条例第28条第1項の表の第1号に規定する法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公

益法人等（防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、認可地縁団体並びに特定非営利活動法人を含む。）で均等割のみを課されるものに対して課する平成19年度分までの法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。

- 6 この条例の施行の日から一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の施行の日の前日までの間における新条例第28条第1項の規定の適用については、同項の表の第1号中

「ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）
エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。）
オ 資本金等の額を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもの

とあるのは、

「ウ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（ア及びイに掲げる法人を除く。）
エ 資本金等の額を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びウに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもの

とする。

- 7 新条例第33条第1項の規定は、平成20年度以後の年度分の法人の県民税の均等割について適用し、平成19年度分までの法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。
(不動産取得税に関する規定の適用)
- 8 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、平成20年4月1日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 9 新条例第40条第2項の規定は、この条例の施行の日の翌日（以下「適用日」という。）以後にされる同項の規定による家屋の新築後最初に行われる注文者に対する請負人からの譲渡について適用し、適用日前にされた旧条例第40条第2項の規定による家屋の新築後最初に行われた独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構又は同項に規定する住宅を新築して譲渡する者で施行令第36条の2の2第2項で定めるものに対する請負人からの譲渡については、なお従前の例による。
- 10 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成20年法律第8号）の施行の日前の旧条例第40条第13項に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 11 適用日前の旧条例第40条の9第1項第4号に該当する場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 12 新条例附則第16条第5項の規定は、平成19年8月6日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお

従前の例による。

(自動車税に関する規定の適用)

13 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成20年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成19年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する規定の適用)

14 新条例附則第19条第1項及び第5項の規定は、適用日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税の税率について適用し、適用日前の自動車取得税の税率については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する規定の適用)

15 新条例附則第20条の規定は、適用日以後に新条例第119条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは同条例第120条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入(以下この項において「軽油の引取り等」という。)が行われた場合又は適用日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が同条例第119条第6項の規定に該当するに至った場合において課すべき軽油引取税の税率について適用し、適用日前に軽油の引取り等が行われた場合又は適用日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。

(狩猟税に関する規定の適用)

16 新条例第142条の2及び附則第21条の2の規定は、平成20年4月1日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、同日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。

税 務 課



長野県県税に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年4月30日

長野県知事 村 井 仁

長野県規則第24号

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則

長野県県税に関する規則(昭和34年長野県規則第67号)の一部を次のように改正する。

第49条中「法人等」を「法人」に改める。

第61条中「第40条第12項」を「第40条第11項」に改める。

第61条の2中「第40条第11項」を「第40条第10項」に改める。

第116条の2第2項中「書面は、」の次に「条例第141条第1項第2号又は第4号に掲げるものにあつては」を加え、「による」を「に、条例第142条の2に規定する対象鳥獣捕獲員にあつては環境省関係鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律施行規則(平成20年環境省令第1号)第2条第2項に規

定する証明書による」に改める。

様式第51号の法人等の県民税用中「(法人等の県民税用)」を「(法人の県民税用)」に、

「減免申請書(法人等の県民税分)」を

「減免申請書(法人の県民税分)」に改める。

様式第82号中「第40条第12項」を「第40条第11項」に改める。

様式第82号の2中「第73条の2第5項」を「第73条の2第4項」に改める。

様式第152号中

県税条例第141条に規定する税率		狩猟を行う場所
第1項第1号該当	16,500円	一般猟区(初)
第1項第2号該当	11,000円	
第2項第 号該当	円(放鳥獣猟区関係)	一般猟区(再)
第1項第3号該当	8,200円	
第1項第4号該当	5,500円	放鳥獣猟区のみ
第2項第 号該当	円(放鳥獣猟区関係)	
第1項第5号該当	5,500円	
第2項第 号該当	円(放鳥獣猟区関係)	

を

県税条例第141条に規定する税率	長野県県税条例附則第21条の2に規定する税率
第1項第1号該当 16,500円	第 号該当 8,200円
第1項第2号該当 11,000円	第 号該当 5,500円
第2項第 号該当 円	
第1項第3号該当 8,200円	第 号該当 4,100円
第1項第4号該当 5,500円	第 号該当 2,700円
第2項第 号該当 円	
第1項第5号該当 5,500円	第 号該当 2,700円
第2項第 号該当 円	

に改め、同様式の注の1中「、税率及び狩猟を行う場所」を「及び税率」に改め、同注の2を削り、同注の1を同注とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の長野県県税に関する規則の規定は、平成20年4月1日から適用する。

(用紙の使用に関する経過措置)

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の長野県県税に関する規則の規定(様式第51号及び第152号の規定に限る。)に基づいて作成した用紙は、当分の間、使用することができる。

税 務 課